

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きが休日に当たる翌日)

5 県立精神保健センター

二 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 一 民生常任委員会の名称を福祉環境警察常任委員会に改め、同委員会の所管事項のうち民生部及び衛生環境部に関する事項を福祉保健部及び生活環境部に関する事項に改めることとした。
- 二 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

## 条 例

- ◇条 例 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（医務課）
- 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会総務課）

公布された条例のあらまし

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

- 一 次の施設における医科診療に係る使用料又は手数料の額の算定は、医科診療報酬点数表によることとした。

- 1 県立皆生小児療育センター及び県立鳥取療育園
- 2 保健所及び衛生研究所
- 3 県立健康増進センター
- 4 県立病院

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県条例第十六号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第一条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

年三月鳥取県条例第十一号の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「昭和三十三年厚生省告示第百七十七号」を「平成六年厚生省告示第五十四号」に、「基づく診療報酬点数表（甲）」を「基づき同告示に定める医科診療報酬点数表」に改める。

（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正）

第二条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和三十三年厚生省告示第百七十七号」を「平成六年厚生

省告示第五十四号」に、「の別表第四診療報酬点数表（乙）又は別表第二」を「に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は」に改め

る。

（鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第三条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「昭和三十三年厚生省告示第百七十七号」を「平成六

年厚生省告示第五十四号」に、「以下「厚生省告示」という。」に基

づく診療報酬点数表（甲）」を「に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表」に、「厚生省告示に基づく診療報酬点数表（乙）又は歯科

診療報酬点数表により算定した」を「その」に改める。

（鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和五

十年七月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「昭和三十三年厚生省告示第百七十七号」を「平成六

年厚生省告示第五十四号」に、「の別表第四診療報酬点数表（乙）」を「に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表」に改める。

（鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第五条 鳥取県立精神保健センターの設置及び管理に関する条例（平成二年五月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「昭和三十三年厚生省告示第百七十七号」を「平成六年厚生省告示第五十四号」に、「算定方式」に基づく診療報酬点数表（乙）」を「算定方法」に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表」に改め

る。

#### 附 則

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県条例第十七号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第三十一号）の一

部を次のように改正する。

第二条中「民生常任委員会」を「福祉環境警察常任委員会」に、「民生部、衛生環境部」を「福祉保健部、生活環境部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正前の鳥取県議会委員会条例の規定により置かれていた民生常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ改正後の鳥取県議会委員会条例の規定により置かれる福祉環境警察常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。